

平成 21 年度 第 10 回 税制調査会後記者会見録

日 時：平成 21 年 11 月 20 日（金）19 時 08 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

それでは、記者会見に入ります。今日は初めて要望事項、それぞれ租税特別措置の中身についての意見交換を行ったわけでありましてけれども、経済産業省が冒頭、説明だけで 45 分をはるかにオーバーしてしまいました。ただ、要望事項が多かったものですから、国交省と経産省は、やはりどうしても時間がかかるというのはやむを得ないと思います。

ただ、率直に申し上げて、1 つの省が 15 分を超えるとなかなか難しいので、今度は 15 分、あるいはどんなに遅くても 20 分以内ということで検討してそれ以内に収めていただいて、その提起があった後に、我々が指摘をしながら議論に入ると、こういうように次回からさせていただこうかと思っています。24 日の議事について、是非そういう方向で次回からは変えていきたいと、今、渡辺副大臣とお話ししたところでございます。

次回からは、それぞれの省庁の租特の問題点を両政務官の方から、今まで両政務官が問題提起などをずっとしていただいたので、引き続いて、相手側から出された要望についての問題点、あるいは評価をきちんと出していく。その上で論議を積み重ねていく。それで、どうしても折り合いのつかないものは、両政務官の随時調整チームに送ったり、あるいは事務方レベルだけで調整を終らせるものに分けていきたい。こんな感じを、今、慌しく、総務と財務の 4 人で、実際は、古本政務官は隣におられたので協議に参加しておりませんでした。そういう方向に変えていこうかなど。税制調査会は、なかなかセンシティブなというか、オープンな場でございますので、できる限り分かりやすく、かつ、しっかりとした議論ができるように次回は変えていきたい。

今回は、私の裁きを含めて、反省をしているところでございます。

それでは、あまり時間はありませんが、記者会見を行いたいと思います。

質問をどうぞ。

○記者

事務方に議論を下ろしていくという方法についてですけれども、そういう形をとったことで、逆にプロセスの不透明感が出たりするという懸念もあると思うのですが、そこはどうお考えですか。

○峰崎財務副大臣

事務方に下ろして下さいということを、政務官あるいは副大臣から提起があるものだけをやりますので、これは随時検討チームに下ろしてくれと言え、随時検討チームに下ろします。我々の側からそうするのではなくて、要求側の方から、要求側と言

ったら変ですが、財務省、総務省を除く各省庁の租特についてそういう形を取りたいと思っております。

○古本財務大臣政務官

あとは、現実的な話として、今日の経産省ですと、皆さんも御覧になって、御主張なさっているところはよく理解されたと思うのです。

問題は、今日主張しておられることに対して、どういう反証なりエビデンスを求めたり、あるいはそういうやりとりの部分が、このラウンドでやる限りは、公開しているわけですから、分かるわけですがけれども、どこか別室に入って、ごそごそやり出したら分からないじゃないかと、多分こういうことだと思えるのですけれども、少なくとも論点は今日惹起されましたから、それぞれについて、そのまま御主張を貫かれるのか、あるいは少し修正するのか、それは互いの綱引きと。現実的に交渉に入っていくわけですから、それは、その都度どういうブリーフィングのやり方があるのかということも含めて検討してみたいと思います。

ただ、実務的に項目を個々にこのラウンドで全部やろうと思うと、恐らく1日が25時間以上いると思いますので、優先順位もあると思いますし、やっていきたいと思えます。

○峰崎財務副大臣

もう一回確認いたしますけれども、古本政務官が、今、おっしゃられましたけれども、次回以降は、今までに我々のゼロ次査定に対して、この問題について是非議論したいという項目が今日も出てまいりました。これに対して、財務省や総務省の側から、要求はあるけれどもどういうところに問題があるかということについての提起をまずさせていただいて、それから議論に入るとということだけは一応確認しておきたいと思えます。

○記者

今の話で、事務方なり政務官で調整をするということですが、それを最終的に決定だと決めるのは、どこの場なのでしょう。

○峰崎財務副大臣

この税制調査会の場合です。

○記者

例えば、事務方の間で調整がついていたが、ここに出して、これをこういうふうに決めましたというときに、関係のない他の省庁から、それはおかしいのではということになった場合はどうするのですか。

○峰崎財務副大臣

その場合は、担当の事務方だけで結構だと言った政務官あるいは副大臣がいますから、その方が、なぜこれが合意に至ったかという経過の説明を行います。それで納得をしていただきます。

○記者

最終決定はここにあるけれども、基本的には事務方の折衝で決めてねということですか。

○峰崎財務副大臣

すべてここで決めます。

○記者

今日は経産省から環境税についての説明がありましたけれども、あれは主要項目でやるものではないのですか。

○峰崎財務副大臣

環境税については、引き続きやらして下さいということだったのですが、よくよく見たら、あれは主要項目ですから、主要項目の議論の場でやっていくということで、環境副大臣の方からは、大変なおしかりを受けましたけれども、それは当然だと思います。やはり時間の配分もあり、別の機会に提供していただくべきものであったと判断しております。

○記者

経産省は、多分、CとDが付いていたものは、全部存続を求めてきていると思うのですがけれども、率直に言って、説明をお聞きになって納得できたかどうか、両省の御担当者にお伺いしたいと思います。

○峰崎財務副大臣

財務省の関係でいくと、今、ナフサの問題を少し政務官の方からお話をいただいたのですが、実は一つひとつの項目に、これはどうなんですかという問題提起がたくさんあるのです。研究開発税制の問題にしても、基本のところの税額控除の上限を20%から30%に上げておいて、更に上に増加型、それから、高水準型というものがあって、これが実際にかかっているのはどのぐらいですかと。そうすると、全体は2,700億近くですがけれども20億程度しかかかっていないはずですが。しかも先ほど言ったように、製薬業界に非常に偏っている。

そういうものが、本当に引き続き必要なのだろうかというような議論がたくさんあるわけです。研究開発だけではなくて、さまざまな問題が残っておりますので、そういう点について議論をして、例えば経済産業省と財務省、経済産業省と総務省の間では、どういう問題があるかということをもっと明らかにした上で、それから、議論を展開すると非常に生産的だったのかなと今、思っておりますので、私自身は言いたいことは山ほどありますけれども、多分8時までかかっても終わらなかったでしょう。

○渡辺総務副大臣

1つ挙げるとすれば太陽光発電ですね。これは今、固定資産税の特例があるわけですがけれども、実際、今、民主党の経済対策あるいは成長戦略という形で、エコハウスのような案が、菅副総理の口からときどき発せられるわけですがけれども、例えば既に

頭出しされた、こういう太陽光発電設備への特例措置がいいのか。あるいはもっと大きな恩典を与えた方がいいのか。それとも補助金や電力の買い取りのような形でやった方がいいのか。まだそこら辺は、増子副大臣もまだそんなに整理がついていないようでありましたけれども、1つのヒントとしては、これからどちらが一番インセンティブが与えられるのかということでは、議論できるかなというふうに思っております。結論ではありませんけれどもね。

○記者

今日の初回の租特の議論を伺っていると、例えば情報通信の減税とか中小企業の減税は、経産省の反論に対して、他省庁もかなり同調する状況があって、こういう枠組みで言うと、合意を前提とするこの税調で、本当に決まるのかなというのが素朴な疑問なのですが、それについてはどうお考えでしょうか。

○峰崎財務副大臣

今日のやり取りは、先ほど言ったように、我々から見たときに、一体どんな問題があるのかということについて、実はほとんど情報が入っていかない。そうすると、例えば経産省に該当するけれども、その省庁にも同じように該当するところは、みんな応援演説を行います。それは、ある程度役に立っているのではないかと、これがあつた方がいいのではないかという議論をすれば、それはあつた方がいいというものは、みんなあつた方がいいと思っているんです。そうすると、それは応援演説になるのですが、それは私たちの側が見た問題点を論破するような形で是非次回を出してもらいたいです。応援演説するなというわけではないです。そうは言っても、これはこういう評価をすべきではないかとか。そうすると、議論が前進的になってくるのです。

ですから、今日は議論を聞いている限りでは、一方的に要求側の人たちの言い分だけが全面展開される。それを応援演説するというので、さっぱり中身が深まっていかないというのが今日の総会の問題点だと思っておりますので、次回はそれを是正していく。我々が言っていることが全部正しいと言っているわけではないのです。そういう意味で、そういう議論が展開することが非常に、皆さんの見ている前で、なるほどこういう税制は必要だということがきちんと理解されればいいと思っております。

○記者

その意味では、今度は問題点を税調の下のPT側から指摘をしていくことによって、収れんは可能だというような見方ですね。

○峰崎財務副大臣

収れんしなければいけないのではないですか。このままではまとまらないです。

そのほかございますか。どうぞ。

○記者

先ほど一部ございましたが、研究開発税制と中小企業の投資促進税制については、

かなり産業界の関心の高いところであると思いますので、改めてゼロ次査定で厳しい判断をくださった理由というのを御説明いただけますか。

○峰崎財務副大臣

先ほどの研究開発税制のところは、今、基本のところをやれと言っているわけではないのです。先ほど言ったように、増加型あるいは高水準型というところの実態を見てみると、使われ方が、一部の業界だけとは言いませんけれども、すごく偏っていないかとか、あるいは實際上それが適用されている金額から見ても、非常に僅かなものになっているのではないかと。そういった意味からすると、我々の6つのふるいにかけてみると、その部分については見直した方がいいということ指摘しているわけです。

中小企業の投資促進税制のようなものになってくると、一体これは中小企業の非常に幅広いものに何でも適用されるようになっていく。そうすると、中小企業といいながら、あるいは大企業も含めて、例えばエコにいい、環境にいい、だからこれは何とかしてくれというものが出てきているのに、非常に幅広くなり過ぎていって、確かにそれは使い勝手はいいかもしれない。しかし、それは政策目的といったときには、ある意味では、政策目的、環境目的、そういうものに特化していくとか、そういう意味で政策税制というものが設置されている根拠というのは、そういう使い勝手のよさだけではないのではないかと。もうそろそろ見直しをしていく必要があるのではないかと。我々としては問題提起していたのです。

しかし、今日はそういうことが全然議論になりませんでした。

○記者

先ほどの議論の進め方でお伺いしたいのですが、先ほどの話だと事務方の折衝に任せるものと、政務官の調整に任せるものと、それより上のものを税調のこの場で話し合うということを最初に決めて来て、各省がそれをまず説明するという理解でよろしいですか。

○峰崎財務副大臣

ゼロ次査定をしたものについての、今日は初めて反論というか、いや、我々としてはゼロ次査定でこう言われているけれども違うのではないかと。提起がありました。それがあつたことに対して議論をして、意見が一致する、一致しないということが出てくる。多分多くのものは一致しないかもしれませんが。そのときに、要求側の方から、これは事務方だけで調整して結構ですと、政治家が言うのです。それから、これはやはり政務官を中心とした随時調整チームでお願いしますと。この2つのルートに分けて議論を進めていこうと、そしてそれがまた上がってくるのです。

○記者

要するに、ここで議論した上でそれを決めるということですね。

○峰崎財務副大臣

できる限りここで決めていきたいと思っているわけです。

○記者

あともう一点、大塚副大臣がおっしゃっていましたが、租特がマトリックス的に大企業、中小企業とか、高額所得者、低所得者のような感じで、どこにどれだけ効くのかというものをつくってこないかという話があったと思うのですが、それについてはどうですか。

○峰崎財務副大臣

それこそ、まさに租特透明化法がないとできないのではないですか。つまり、それぞれの租特に関して、大企業にどれだけ入っているのか、中小企業にどれだけ入っているのかということが分かればいいんですよ。

今、一番分かっているのは、中小企業を対象とした法人税率の特例、中小企業基盤税制、中小企業の投資促進税制、中小企業のいわゆる即時償却の範囲とか。そういう中小企業だけに該当しているものはどのぐらいあるのかということは分かりますから、そういった中小企業だけを対象としているようなものについては、恐らく次はできると思います。

中小企業を含めたすべてのものを対象にしているものには、中小企業も勿論入ってくる。ただ、それがどれだけ中小企業に適用されているかどうかというのは、おそらくすぐにはわからないし、租特透明化法案をつくろうと思ったことの大きな一つの要因は、今、おっしゃったようなところで、どういう業種の、どういう資本金規模の、どれだけの従業員の雇用のところが、この租特を使っているのかということがやはりきちんと分かるようにしたい。それがまた、産業政策上、雇用政策上、どのように役に立っているのかということを経営者や関係者から判定するときの重要な要素になると思うのです。

ですから、そういう意味で大塚副大臣の提起はものすごく重要な提起で、是非、できる資料は次回以降に出したいと思っています。

○記者

進め方の点で1点確認させていただきたいのですが、今、ゼロ次査定は副大臣あるいは事務方で調整する場合もあるという話があったと思うのですが、環境税の議論の後で、本格的な議論はまた設けますという話があったかと思います。

30日からは、税調と企画委員会とが交互に行うようなお話があったかと思うのですが、基本的にはオープンな場の税調の方でゼロ次査定も、今の環境税の残りについても議論されるというような想定でいいのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

いわゆる、この要望項目以外に租特透明化法とか、以下、中期的な展望まで含めて諮問に対応したものがありませんでしたね。ですから、それも全部きちんと、交互にやるという意味は、まずは要望項目のところを30日までできる限り整理をしていきますけれども、その整理したものをおそらく1回、企画委員会にもかけ、または税調の総会にもかけていくというプロセスが続くと思います。

○記者

いずれにせよ、一度、オープンな税調の場では要望項目については話をされるのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

全部オープンになるのです。ですから、その問題で議論がまだまとまらないけれども、次にどうするかという方向性は企画委員会等で議論しますし、企画委員会で議論したものをまた次の日に出してくるという流れになっていくと思います。

○記者

わかりました。あと、もう一点だけ、少し抽象的な話で恐縮なのですが、これも確認なのですが、中長期的な面で納税環境の整備とかが大事になってくると思うのですが、相続税など、まだ議題に上がっていないものは今後議論されていくのか。あと、どんな議論を望んでいるのか。そこだけ1点、お伺いしたいのです。

○峰崎財務副大臣

それは議論します。どんな議論を望むというよりも、前回やり残したものは27日に、今日の日程表の追加に載っているとおりです。

それから、要望項目以外の重要項目といたしますか、基本項目は、それ以降、今の日程では30日以降に議論が展開されていくということです。

○記者

経産省の要望の一人オーナー課税の廃止なのですが、これについては主要事項の中でとっていますが、いつごろ、どの時点で議論になると考えてよろしいのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

一人オーナー課税の問題も、この間、おそらくやっていないところだと思いますから、27日の辺りに恐らく議論としては展開してくると思いますし、そこでできる限り、30日以降にも多分、論点の中に入ってくると思います。

○記者

2つあるのですが、まず1点目は経産省が環境省の案に対して幾つか論点を挙げて反論してきたのですが、例えば石炭や天然ガスに負担が重いとか、灯油あるいは自動車を持っている人、持っていない人で差が出るとか、そういうところの論拠に妥当性があるかどうかということについて、どういうお考えをいらっしゃいますでしょうか。

○峰崎財務副大臣

それらを含めて、環境省には環境省の言い分があるわけですが。この議論は経産省の方に言い分があるとか、環境省の方に言い分があるとかではなくて、地方は地方で地方環境税も出しているわけですが。ですから、それらを含めて、とにかく一度、しっかりと議論の俎上にのせて、この環境税が本当に急いでやってできるものなのか

という議論はこれからだと思います。

○記者

ナフサの関係で古本政務官に少し伺いたいのですが、先ほどの御指摘で、まだ価格転嫁の話とか、入ったときの経緯とか、検証が足りないという指摘だったと思うのですが、そこから先、ナフサに課税してもいいのではないかというお考えはどんな感じなのでしょう。

○古本財務大臣政務官

経産省の方からはたくさんありましたので、象徴的でありますし、ある意味、影響も大きいものですので、どれか一つ、論点出しをしたらいいかなと、あの場で判断したので、ナフサに触れました。

何か数字が出てくれば納得ができるとか、そういう事にはあまり馴染まない話なのかもしれません。各企業なり、そこで働く方々が一身に背負う話でもありませんし、つまり、この議論を社会全体で環境ということの一つの切り口に考えたときに、何か議論をすることはあってもいいのではないかというふうには思っています。その際に、生い立ちがそれぞれございますので、少し紹介をしたということです。

○峰崎財務副大臣

期限の来ていない租特について、実は何点か、前回までに本当は検討しなければいけなかったのですが、そういうものも全部出しております。これはナフサだけではありません。ですから、聖域なく見直すということで我々としては進めていこうということでございます。それはあえて付加をしておきます。

それでは、なければ以上で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

[閉会]